保 護 者 各 位

常盤木学園高等学校

学校感染症の届出について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条の定めにより、医師の許可が出るまで登校できないこと（出席停止）になり、届出が必要です。感染が明らかになった際は速やかに担任へ報告し、完治後、保護者責任のもと記載した下記の届出を担任へ提出して下さい。なお、受診が分かるもののコピーを添付してください。

令和　　年　　月　　日

常盤木学園高等学校長 殿

学校感染症について（届出）

＿年＿＿＿組＿番（生 徒 氏 名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

このことについて、下記の通り診断されましたので、疾病名と出席停止期間をお届けいたします。

第1種〔治癒するまで〕
- ・エボラ出血熱
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・痘そう
- ・南米出血熱
- ・ペスト
- ・マールブルグ熱
- ・ラッサ熱
- ・ジフテリア
- ・重症急性呼吸器症候群（SARS 等）
- ・急性灰白髄炎（ポリオ）
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）

第2種
- ・**インフルエンザ**〔発症後 5 日の経過かつ解熱後2日を経過する迄〕
- ・百日咳〔特有の咳が消失する迄又は5日間の適正な治療が終了する迄〕
- ・麻疹〔解熱後3日を経過する迄〕
- ・流行性耳下腺炎〔耳下腺等の腫脹が発現した後 5 日を経過しかつ全身良好になる迄〕
- ・風疹〔発疹がすべて消失する迄〕
- ・**水痘**〔発疹が痂皮化する迄〕
- ・**咽頭結膜熱**〔主要症状が消退後 2 日を経過する迄〕
- ・**新型コロナウイルス感染症**〔発症後5日の経過かつ症状軽快後1日を経過する迄〕
- ・結核〔感染の恐れがなくなる迄〕
- ・髄膜炎菌性髄膜炎〔医師において感染の恐れがないと認める迄〕

第3種〔感染の恐れがなくなるまで〕
- ・コレラ
- ・細菌性赤痢
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・流行性角結膜炎
- ・急性出血性結膜炎
- ・その他感染症
  - ・溶連菌感染症
  - ・マイコプラズマ感染症
  - ・感染性胃腸炎
  - ・（　　）

出席停止期間：令和　　年　　月　　日 ～　　月　　日

診 断 病 院 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担 当 医 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊裏面に初回の受診領収書（病院名記載のもの）のコピーと、
処方された薬が分かるもののコピーを添付して下さい。